

社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会 新規学卒者(大学卒業程度)職員募集実施要項
--

【1】法人紹介／職員募集

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条・第110条に位置付けられた「地域福祉の推進」を目的とした公共性・公益性の高い社会福祉法人で、全国に設置されている社会福祉団体です。

当社会福祉協議会は、地域住民の皆さんやボランティア、保健・医療・福祉等の関係者、行政機関などの協力を得ながら、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、介護保険・障害福祉サービス事業所等(大崎市内46ヶ所)の運営・管理、社会福祉事業活動の推進に努めています。

地域における福祉サービスの充実、強化を図るため、介護の現場で働きたい方、社協の社会福祉事業活動の推進を担っていく人材を求め、募集します。

【2】募集職種／募集人数／募集事業所

募集職種	募集人数	募集事業所
保健師	2名	■ 地域包括支援センター
看護職員	3名	■ 介護事業所(大崎市内全域) ※勤務地については、相談により決定いたします。

【3】応募資格／雇用形態

募集職種	資格要件等	雇用形態
保健師	保健師資格	正職員
看護職員	看護師資格 (看護師・准看護師)	正職員

【4】募集職種／業務内容

募集職種	業務内容
保健師	地域包括支援センターにおいて、介護予防等サービス利用に係る相談支援業務。
看護職員	通所介護事業所、特別養護老人ホーム等利用者の健康状態を把握し、健康保持、生活機能の維持改善を図る。機能訓練、介護業務全般、生活支援業務全般。

【5】募集期間

【第1期】 令和5年 6月1日(木) ～ 令和5年 6月30日(金) までの期間

【第2期】 令和5年 7月1日(土) ～ 令和5年 9月30日(土) までの期間

【第3期】 令和5年 10月1日(日) ～ 令和6年 1月31日(水) までの期間

(※期限当日到着分まで有効)

【6】選考方法

採用選考については、次の試験を行います。

■書類選考・教養試験・適性検査・作文・面接 による選考

【7】採用試験実施日等

採用試験は、次の日程において行います。ただし、事業等の都合により、別の日に変更する場合があります。応募いただいた方へ順次、試験日程等詳細を通知いたします。

試験期日：【第1期】 令和5年 7月

【第2期】 令和5年10月

【第3期】 令和6年 2月

試験会場：大崎市古川保健福祉プラザ内（宮城県大崎市古川三日町二丁目5-1）

【8】採用試験結果

選考による採否の結果については、受験者全員へ文書にて通知いたします。

採否結果の通知送付：採用試験より1週間程度

【9】応募方法

次の書類を職員厚生課宛に送付してください。

書類選考の上、採用試験日の連絡をいたします。

(1)履歴書(自筆のもの・写真添付) ※履歴書は、当会ホームページに掲載。(市販のもの可)

(2)各資格証明書等の写し(資格取得見込証明書を含む。)

(3)新卒者の方は、卒業証明書(見込可)・成績表

※応募に関する個人情報については、採用試験以外の目的には一切使用せず、秘密は厳守いたします。また、応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

■お問合せ ／ 応募書類送付先

社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会 職員厚生課

〒989-6154

宮城県大崎市古川三日町二丁目5-1 (大崎市古川保健福祉プラザ)

TEL 0229-21-0550 FAX 0229-24-1158

【ホームページ】 <http://www.osaki-shakyo.com>

(担当) 職員厚生課 佐藤・阿部

〈参考〉

【正職員】

基本給	諸手当	賞 与
☐ 保健師 ／ 219,200円～ ☐ 看護職員 ／ 【看護師】 219,200円～ 【准看護師】 185,800円～ ※当会給与規程に基づき決定いたします。	☐ 通勤手当：27,200円(上限)／月 ※通勤方法、距離により算定。 ☐ 夜間勤務手当：5,000円／1回 ※保健師を除く。 ☐ 住宅手当：27,000円(上限)／月 ☐ 扶養手当 ☐ 時間外手当	☐ 3.15ヶ月/年 年2回 支給 (6月・12月) (令和4年度実績)

【その他待遇】

☐社会保険(健康保険・厚生年金保険・介護保険・雇用保険・労災保険)に加入します。

☐退職金制度に加入します。(独立行政法人福祉医療機構規則に基づく。) ※全額事業主負担

【勤務時間】

☐保健師 ／ 8時30分～17時15分

☐看護職員 ／ ・1ヶ月単位の変形労働制で、1日8時間の交替勤務(シフト制)です。
 ・勤務時間帯については、配属の事業所によって決定いたします。
 ・事業所によっては、夜間勤務等があります。

【休日・休暇】

(1)休日は、週2日・祝日・年末年始(※事業所シフト表によって指定された日となります。)

(2)休暇は、年次有給休暇、育児・介護休暇等があります。